

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例 [概要]

策定：平成 12 年 9 月 14 日

施行：平成 13 年 1 月 1 日

【前 文】

- 産業革命以降、世界の経済発展をエネルギー面において支えてきた石炭や石油などの化石燃料は、今日、その近い将来における枯渇や使用に伴う地球環境への影響が懸念されており、その使用を抑制することが求められている。
- 一方、20 世紀の半ばに実用化された原子力は、発電時に温室効果ガスを排出しないことなどの優れた特性を有している反面、放射性廃棄物の処理及び処分の方法が確立されていないことなどの問題があることから、過渡的なエネルギーと位置づけられる。
- 私たちは、積雪寒冷な北海道においてエネルギーが社会経済の健全な発展と生活の安定のために不可欠な要素であることを深く認識し、脱原発の視点に立って、限りある資源を可能な限り将来に引き継ぐとともに、北海道内で自立的に確保できる新しいエネルギーの利用を拡大する責務を有している。
- このため、私たちは、エネルギーの使用が人の様々な活動から生じていることを心に留め、社会経済活動や生活様式の在り方を見直し、エネルギーをむだなく大切に使用するとともに、北海道の自然や産業に根ざし、環境に優しい新しいエネルギーを育むことにより、人と自然が共生し、環境と調和した社会を築いていくことが必要である。
- このような考え方に立って、エネルギーの使用の効率化と新しいエネルギーの開発や導入に積極的に取り組むことにより、エネルギーの需給の安定を図るとともに、持続的発展が可能な循環型の社会経済システムをつくり上げるため、道民の総意としてこの条例を制定する。

【総 則】

第 1 条	目 的	省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進について、道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって北海道の社会経済の健全な発展及び道民の生活の安定に寄与することを目的とする。
第 2 条	定 義	省エネルギー及び新エネルギーについて用語の意義を定める。
第 3 条	道 の 責 務	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する。 ・市町村が施策を策定し、実施する場合には、助言その他の必要な支援を行う。 ・自ら率先して省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入に努める。
第 4 条	事 業 者 の 責 務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を行うに当たって、省エネルギーの推進並びに新エネルギーの開発及び導入に自ら積極的に努める。 ・道が実施する施策に協力する。
第 5 条	道 民 の 責 務	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において、省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入に自ら積極的に努める。 ・道が実施する施策に協力する。

【基本的施策】

第 6 条	基 本 方 針	①地域特性、②事業者の業態、③道民の日常生活における様々な場面に応じた省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進を図り、④関連産業の育成、⑤地域づくりに努めることを基本方針とし、施策を総合的かつ計画的に推進する。
第 7 条	基 本 的 な 計 画 の 策 定	施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する基本的な計画を策定する。
第 8 条	学 習 の 推 進	事業者及び道民が省エネルギーの推進並びに新エネルギーの開発及び導入の必要性についての理解を深め、自発的活動の意欲が増進されるよう、省エネルギー及び新エネルギーに関する学習を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講ずる。
第 9 条	民 間 団 体 等 の 自 発 的 な 活 動 の 促 進	事業者、道民、民間の団体が行う省エネルギーの推進並びに新エネルギーの開発及び導入に関する自発的活動を促進するため、必要な支援を行う。
第 10 条	関 連 産 業 の 興 振	関連する産業の振興のため、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に資する事業活動に対して、必要な支援を行う。
第 11 条	情 報 の 提 供	必要な情報を適切に提供するよう努める。
第 12 条	調 査 の 実 施	省エネルギーの状況並びに新エネルギーの開発及び導入の状況に関する調査を実施する。
第 13 条	研 究 開 発 の 推 進 等	技術の向上を図るため、研究開発の推進及び成果の普及その他の必要な措置を講ずる。
第 14 条	表 彰 等	特に功績のあったものに対し、表彰その他の必要な措置を講ずる。
第 15 条	道 民 の 意 見 の 反 映	施策に道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる。
第 16 条	連 携 の 推 進 等	国及び市町村と緊密に連携を図るとともに、市町村、事業者及び道民の相互の協力が増進されるよう努める。
第 17 条	財 政 上 の 措 置	省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。